

平成29年 決算審査特別委員会の記録

決算審査特別委員会

本庁審査（病院局、企業局）



- ・知事提出継続審査議案第57号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第58号：認 定
「平成28年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第59号：可 決
「平成28年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第60号：可 決
「平成28年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第61号：認 定
「平成28年度福島県立病院事業会計

委員長名	小桧山善継
委員会開催日	平成29年10月24日（火）
所属委員	（副委員長）水野さちこ 小林昭一 （理事）神山悦子 矢吹貢一 大場秀樹 （委員）坂本竜太郎 高宮光敏 宮川政夫 伊藤達也 三瓶正栄 鈴木智 椎根健雄 佐久間俊男 山田平四郎 高橋秀樹 阿部裕美子 佐藤憲保 西丸武進

（10月24日（火） 病院局）

神山悦子委員

監査委員説明要旨4ページに記載の「5 廃止病院跡地の処分について」だが、具体的にはどの病院か。

次に、同じく4ページの「3 県立病院改革について」に新たな県立病院改革プランの基本目標の実現へ向けてとの記載があるが、監査委員として留意点があれば説明願う。

代表監査委員

病院跡地については、正確にはわからないが喜多方病院跡地、飯坂病院リハビリテーション跡地と理解している。

次に、新たな県立病院改革プランについては、1つ目は入院患者、外来患者も含めて、それぞれの地域に必要な医療体制をきちんと整えていくこと、2つ目は負債を含めて経営の効率化に努めていくこと、これが重要な問題であると理解している。

阿部裕美子委員

矢吹病院について聞く。児童思春期外来の利用者数が年々増加している。また、不登校の子供たちの数も過去最高を記録しており、ますます需要が高まっている分野だと思う。現在、矢吹病院で抱えている課題と今後の方向性について説明願う。

病院局参事兼病院経営課長

矢吹病院では児童思春期外来の患者が多く、医師の診察を受けるまで4～5カ月待ちの状況が続いていた。この改善を図るべく、平成29年度から精神科医を3名増員し、児童思春期外来の枠数もふやした結果、診察までの待ち時間が2カ月程度に短縮された。しかし、また患者がふえてきており、2カ月の待ち時間だったものが最近では2カ月半～3カ月程度の待ち時間になってきている。なるべく診察できる医師、枠数をふやし、初診までの期間を短縮することが課題の一つである。そのほか、医師以外の臨床心理士や看護師等が、医師の診断を待つことなく相談に乗ることができる「ふくしまモデル」を実施している。

また、子供の場合は投薬治療より、むしろ子供を受け入れる家庭や社会などに居場所をつくるのが重要になってくるので、地域全体で子供たちを受け入れる体制や知識を持った方々をふやす取り組みを実施しているほか、児童思春期の懇談会を開催し、関係機関と連携を図っている。

阿部裕美子委員

ますます充実して地域の要望にも応えていかなければならない分野だと思う。単なる診療だけでなく、取り巻く環境整備のためにさまざま取り組んでいるとのことなので、より一層の充実を求める。

次に、アウトリーチは患者の立場から見ても非常に求められている分野だと思う。この点についても、現在抱えている課題等があれば説明願う。

病院局参事兼病院経営課長

アウトリーチも徐々に数がふえてきている。アウトリーチで一番問題なのは、訪問看護であれば医師の指示に基づく診療行為であるため、診療報酬の点数、診療報酬上の収益があるが、アウトリーチの場合は医師の診断ではなく、保健師や学校の相談員等の要請に基づき自主的に訪問するため、診療報酬上の点数をとれないことが一番の欠陥である。

なお、昨年度、県内部で財政当局と協議した結果、アウトリーチは大変な業務であり地域に求められることを実施しているとの理由で、今年度、一般会計から二千数百万円を繰り入れることになった。徐々に数もふえてきており、今後ますます必要とされる分野なので、体制を充実しつつ、関係機関と連携しながらしっかり取り組んでいきたい。

阿部裕美子委員

制度的な改善も求められる中、いろいろと大変だと思うが、より一層取り組みを進めてほしい。

神山悦子委員

矢吹病院については看護師の役割が大切であり、数がないと説明のあった取り組みを実施することは難しいのではないかと。看護師1人当たりの患者数は矢吹病院が一番多かったと思う。矢吹病院はこころの医療センターへと全面建てかえ

を予定しているが、医師と看護師の確保についてはどのように考えているか。

次に、県立病院全体の医師、看護師の確保についてである。先ほど説明があったとおり、既存の3病院1診療所の役割はそれぞれ違うと思う。産婦人科医がいない南会津病院などの状況を踏まえ、今後どのように医師を確保していくのか。どの病院のどの診療科に医師を手当てしなければならないなど、具体的なものはあるか。

また、全体の看護師数は少しふえたようだが、双葉地域の看護師数は少ないとも聞いており、全体としてはまだまだ不足していると思う。昨年度どのように対応し、今年度はそれをどのように生かしたのか。あわせて課題についても聞く。

病院局参事兼病院経営課長

現在、矢吹病院の医師は9名である。全面的に施設を建てかえし、救急医療も含め今必要とされる医療を提供するためには、12～13名程度の医師が必要であると考えている。引き続き、確保に向けてしっかり努めていきたい。

また、矢吹病院における正規職員の看護師は90名であり、現在、矢吹病院に必要とされる人数は確保できている。今後、病院を建てかえた場合には、さらに高度な医療や訪問医療等が求められるため、必要な人員を精査し、確保に努めていきたい。

次に、全体の常勤医師数は、矢吹病院、宮下病院、南会津病院を合わせて26名である。先ほど説明したとおり、南会津病院では平成27年度から28年度にかけて整形外科医が3名から2名に減ったが、29年度には3名に戻すことができた。また、28年度途中から内科医が産休に入り、現在も育休中であるが、この分についてはまだ手当てできていないので、今後確保しなければならないと考えている。

医師については、県立医科大学や自治医科大学、または県の修学資金受給者から人員を確保していくのが一番効率的であるため、関係機関に働きかけながらしっかり確保したい。

看護師については、数年前までは採用試験を何度実施してもなかなか人員が確保できず非常に苦労したが、昨年度からは試験を実施すれば必要人員は確保できる状況になってきた。以前は県立病院で看護師を募集している情報が十分に伝わっていないことが採用面接等を通じてわかったため、テレビや新聞を活用した採用試験情報等の広報活動に力を入れた。その結果、民間病院等で経験を積んだ優秀な人材を確保できる状況になってきた。

神山悦子委員

引き続き、医師不足対策、看護師の確保、給与等の待遇面など、しっかり取り組んでほしい。特に、双葉地域についてはしっかりと医療提供体制になるよう、さまざまなことを見込んだ上で対応するよう指摘しておく。

次に、大野病院関係の財物賠償について、これまでの経過を説明願う。

また、施設の老朽化に対応するための建てかえや、新しい医療を提供するための医療機器の更新については赤字を解消しながら計画的に行っていると思うが、今後の長期的な施設修繕や機器更新等の全体計画はあるのか。計画があるとすれば、今はどの段階なのか。

病院局参事兼病院経営課長

財物賠償については、平成27年度に大野病院の土地、建物、医療機器に係る賠償金を東京電力からもらった。賠償金額は当時の簿価や病院局として試算した金額よりずっと高かったため、58億円で妥結した。財産についての賠償は、この1回で終わりである。また、人件費の賠償金も何億円かもらっているが、ことしの11月で終了するため、それ以降については改めて東京電力に賠償請求したい。

次に、施設の老朽化対策等が現在どの段階にあるかはなかなか難しく、言ってみれば終わりが無い。それは医療は進歩していくものであり、必要とされるもの、地域の要望、病院に配置される医師や医療スタッフの状況を踏まえ、常に一番よいものを考えていくからである。各病院では翌年度にどのような医療機器を導入するか議論した上で、病院局に上げて

もらい、我々はそれを実現すべく努力しており、それは今後も続いていく。

神山悦子委員

医療機器についてはよくわかる。施設の老朽化に伴う工事はこれまでも耐震工事等を行ってきたが、今後もまだまだあるのか。必要だとは思いますが、全体として今後どのようなものが予定されているのか確認したい。

病院局参事兼病院経営課長

矢吹病院については、局長が説明したとおり建てかえる方向で進めている。

宮下病院については昨年度策定した新たな県立病院改革プランで今年度中に建てかえるかどうか検討することを明言しており、現在検討中である。

南会津病院は平成7年度に建てた施設であり、22年が経過しているが、建てかえ等は考えていない。今ある施設、設備、医療スタッフをいかに有効に使って地域に貢献できるかを考えていきたい。

また、ふたば医療センター（仮称）を30年4月1日に富岡町に開設予定である。

神山悦子委員

大切な役割を担っている県立病院であるため、新しいニーズに応じた病院機能を充実させていくことは必要である。建てかえについても、地域になくってはならない病院を残す判断をした結果であると思う。患者が安心して通院、入院できるよう順次整備してほしい。よろしく願う。

山田平四郎委員

損益計算書と貸借対照表の説明はなかったが、それについて質問する。貸借対照表にきちんと未払金として計上してあるが、未収金として2,966万円の説明があった。厳密に言えば、回収不可能となったものを資産勘定に入れることは通常のバランスからすると間違いである。回収不可能になった未収金については、きちんと特別損失として計上しないと、いつまでも焦げついたものを資産として計上しておくのは決算上よい方法とは思わないが、その辺の考え方を聞く。

病院局参事兼病院経営課長

これまで未収金は1億3,000万円ほどあったが、現在はさまざまな努力を重ね3,000万円程度まで圧縮してきた。未収金を圧縮できた大きな理由は、回収を弁護士に委託したことであり、我々が1～2年努力してだめな場合は弁護士に依頼し、弁護士でもだめな場合は特別損失として計上している。

一番は未収金が発生しないことであり、入院や外来で支払い金額が一定額以上のものについては医療費がかからない制度があるので、そのような制度を知らせ、個人として支払う金額を少なくする、あるいは生活保護が適用されるかどうかなど、福祉と連携しながら進めている。

未収金が発生した場合には、早い時期に電話で督促したり、訪問するなどの取り組みを行う。それでもだめな場合は弁護士に依頼し、弁護士でもだめな場合は、委員指摘のとおり特別損失として計上していく。

山田平四郎委員

今の説明によると、2,966万円の未収金は回収可能と考えてよいのか。

病院局参事兼病院経営課長

未収金のうち3分の1は分納で払ってもらっているもので、1,000万円は収入が見込める。また、3分の1は払ってほし

いと督促している段階である。残る3分の1は努力したが回収が難しいので特別損失に計上するか、別な弁護士に依頼するか検討している。3,000万円のうち1,000万円ぐらいは回収が難しい状況である。

西丸武進委員

病院局長説明要旨の3ページに、南会津病院では内科の常勤医師が産休に入り患者数が減少したとの説明があり、今も育休中で代替医師がいないとのことである。医師が産休や育休に入るのは当然のことだと思うが、代替医師を県立医科大学や自治医科大学から手当てする手法は対策として有効なのか。有効であるが、努力しても難しいのか。

次に、一般会計繰入金のうち政策医療に係る経費については、平成28年度は27年度より多い13億円が計上されている。24年度に策定した県立病院改革プランの目標額をかなり上回っているが、計画策定時には細かい積算をした上で目標額を算出したものと思う。目標額を上回っているだけでなく、27年度よりも金額がふえていることはゆゆしき問題ではないか。この理由は単純に政策医療に伴うものか。

病院局参事兼病院経営課長

南会津病院医師の産休代替については、当然、病院局として県立医科大学に医師派遣を働きかけたが、全体の調整で実現しなかった。今後も引き続き代替医師の確保に向けて努力していきたい。

次に、収支差補填についてである。平成24年度に第2次県立病院改革プランを策定した際は、収支差補填を減らさなければならない、また、減らすことが病院局の責務であることを踏まえ、一般会計繰入金のうち政策医療に係る経費を24年度比で90%以下に抑える計画をつくった。しかし、宮下病院や南会津病院は過疎・中山間地域に立地しており、地域の人口が減少していく中で、収益を上げて収支差補填を小さくしていくことは非常に厳しいことであり、このような結果となった。

ただ、どうしようもないと諦めるのではなく、過疎・中山間地域において県立病院を運営していくためには、常に収支差補填を減らす努力はしていかなければならない。宮下病院や南会津病院の周囲の病院や診療所と連携を深め患者を確保するとともに、人件費を抑えることは難しいが、薬品や診療材料を削減し、少しでも収支差補填に係る経費を減らしていきたい。

(10月24日(火) 企業局)

阿部裕美子委員

監査委員説明要旨2ページ上段で「予算の執行及び財務に関する事務については、一部に改善又は検討を要するものが見受けられました」と説明があったが、具体的な内容について説明願う。

代表監査委員

例えば、指導事項は3点ほどあり、収入調定の時期遅延や、支払い時期遅延により延滞税が発生した問題、委託料及び負担金の精算に適正を欠くものなどである。そのほかにも口頭指導としてはいろいろなものがあった。

阿部裕美子委員

地域開発事業会計で3区画の分譲が行われたとのことであるが、原価割れ分譲ではないか。この3区画の原価と販売額及びその差額について説明願う。

経営・販売課長

調査資料11ページをごらん願う。まず、3区画合計の販売額はここに記載のとおり7億5,148万2,492円である。

原価については、現在、分譲資産評価を不動産鑑定評価に基づく時価評価で行っており、それに基づき記載している。営業費用の土地売却原価の田村西部工業団地分として2億2,492万8,476円、白河複合型拠点分として1億9,956万4,599円を合計したものがこの分譲に係る簿価上の原価であり、合わせて4億2,449万3,075円となり、差し引いた粗利益としては3億2,600万円ほどである。

阿部裕美子委員

田村西部工業団地と白河複合型拠点をあわせて、原価より3億2,600万円のプラスになったということか。

経営・販売課長

先ほど説明したとおり、原価という意味ではここに記載したとおりである。

なお補足すると、平成26年に公営企業の会計基準が改正され、分譲資産の評価は不動産鑑定に基づく時価評価が適用されるようになった。これに従い26年度には、棚卸し評価損として含み損を特別損失に計上した。その分、簿価を引き下げた形となっており、このような形で利益が出ている。

阿部裕美子委員

企業立地補助金を活用しての分譲との説明があり、平成28年度には企業立地補助金に係る不正問題などもあったが、その辺を踏まえてどのように進めていくのか。

経営・販売課長

企業立地補助金、いわゆる津波補助金のことかと思う。企業立地補助金は、当局で企業誘致活動を進めていく際に、企業に対して非常に有効なインセンティブとして働いているが、商工労働部の所管である。当局が企業誘致活動を行う際には、このような制度があるのでぜひ活用してほしいと紹介しているが、具体的な運用については商工労働部で行っている。

阿部裕美子委員

地域開発事業における今後の分譲が非常に大きな課題となっている。平成28年度における3区画の分譲を踏まえて、今後はどのような方向で分譲を進めていくのか。

販売推進担当課長

県営工業団地の今後の販売については、現在、新白河ビジネスパークと田村西部工業団地で未分譲地があるが、引き続き地元白河市、三春町と連携し、各種展示会でのPR活動を行っている。

新白河ビジネスパークは、残り2区画、2.4ha残っているが、現在2区画全てに引き合いがあるため、早期の分譲に向けて進めていく。

また、田村西部工業団地は1.1ha残っている。昨年度2.4haを分譲した切削工具企業の親会社が第2期増設ということで県と立地協定を結んでおり、当該企業は事業進捗を踏まえ、追加投資を検討している。

小松山善継委員長

阿部委員に述べる。あくまでもこれは決算審査であるため、これからのことについては遠慮願う。

神山悦子委員

課長から説明のあった調査資料15ページの前年度の意見に対する処理状況について聞く。好間工業用水道に関して、大口の給水相談の早期契約実現に向けて努めていくとの説明があった。これは具体的な企業が来ることを想定していると私は思ったが、平成28年度はどのように対応し、その後どうなっているのか。

工業用水道課長

この大口の給水相談は、火力発電事業について行っているものであり、平成28年2月に県の環境アセスメントが完了している。この大口の給水相談に関しては、火力発電事業者が事業化に向け、引き続き関係機関と協議をしていると聞いているため、その進捗状況を把握しながら、それに合わせて早期契約の実現に努めていく。

神山悦子委員

今の説明では平成28年2月に環境アセスメントが完了したとのことだが、火力発電所の計画が具体的に進んでいくのか。

工業用水道課長

具体的には平成28年2月に県の環境アセスメントが完了しており、今、火力発電事業者が関係機関や地元等と調整を行っている。

神山悦子委員

この場所、企業についてはこれまで我々も質問で取り上げてきたが、火力発電所を好間工業団地につくること自体、問題であり、地球温暖化との関係で企業が来ればよいのかと指摘しておく。そのあたりが平成29年度はどうなるのか注視していきたい。

もう1点は、全体の工業団地の張りつき状況である。未分譲地を抱えているとのことであるが、売れ残っている状況を工業団地ごとに説明願う。また、それぞれの状況を資料で提出してほしい。

販売推進担当課長

県営工業団地の現在の状況であるが、田村西部工業団地の残区画は1.1haで、昨年度立地した企業の2期投資の部分で県と立地協定を結んでおり、追加投資を検討してもらっている。

また、新白河C工区については昨年度完売した。

新白河ビジネスパークの残区画は2区画2.4haであるが、そこについては2区画全てに引き合いがあるため、地元白河市と連携し、早期の販売に向けて進めている。

新白河A工区については、オーダーメイドでの造成分譲で企業誘致を進めており、地元白河市と連携して、展示会でのPRやアドバイザーからの情報を得ながら進めている。

いわき四倉中核工業団地第2期区域は現在造成中であるが、販売活動を進めており、再生可能エネルギー関連企業や金属加工業の複数の会社から引き合いがあるため、地元いわき市と連携して現地での案内や企業訪問を行い、商談中の案件を販売につなげたい。

神山悦子委員

企業を誘致して、どの程度雇用につながったかの数値は把握しているか。これは商工労働部の所管か。

経営・販売課長

県営工業団地については、今まで県内で12団地を造成し、既に9つの工業団地の分譲が完了している。残った工業団地

の状況については今ほど販売推進担当課長から説明したとおりであるが、この全体の雇用人数については、ことし1月に当局で調査した結果、県内全体で1万人強の雇用創出につながっていると把握している。

神山悦子委員

1万人が多いか少ないかはあると思うが、私は思ったほど多くない気がしており、もっと雇用がふえてもよいと思う。企業の規模からして、一つ一つがそう多くはない。引き続きそこは大事な点だと思う。

次に、調査資料5ページに記載の原発事故損害賠償金の内容について聞く。賠償金は何を求めている、これは今後も続くのか。

工業用水道課長

原子力関係の賠償金は全体で7,223万円あり、内訳としては3つある。

1つ目は工業用水料金の逸失利益の請求分、2つ目は放射能測定に係るモニタリング関係費用、3つ目は浄水発生土の産廃処分費用である。それらの費用を合わせて7,223万1,813円となっている。

モニタリング費用と浄水発生土の費用については、今後とも継続して発生するため、その都度請求していく。逸失利益は工業用水が放射能被害で売れなくなった分であり、現在、2年間分をまとめた逸失利益を補償してもらっている。それ以降は個別協議となっているため、逸失利益についても引き続き額を算定し、東京電力に補償を請求していく。

神山悦子委員

逸失利益は幾ら請求して幾ら賠償されたのか。それは今後も続くとのことであるが、今後のところがよくわからなかったため、もう少し詳しく説明願う。

工業用水道課長

逸失利益は小名浜工水の部分である。海水を使い塩をつくるユーザーがいたが、放射能に汚染された結果、塩をつくれなくなった。その海水が売れなくなった分を逸失利益として請求している。逸失利益については、平成29年7月までの部分は全て東京電力へ請求している。東京電力はそこまでは認めているが、それ以降は個別協議と言われているため、引き続き額を算定し、個別に交渉、請求していきたい。

神山悦子委員

請求金額は幾らか。

工業用水道課長

今回の決算審査の対象となる逸失利益は平成26年度分であり、3,484万2,235円となっている。

神山悦子委員

先ほど阿部委員が企業誘致にかかわる補助金の関係で不正があったと述べた。私も記憶が不確かであるが、(株)ルキオの問題は昨年度はまだわからなかったのか。これは商工労働部の所管か。

企業局長

昨年度、南相馬市における会社で不正問題が発生したが、これについては商工労働部の所管である。県営工業団地ではそういった事案は今のところ発生していない。

小松山善継委員長

執行部に述べるが、先ほど神山委員から請求のあった資料の提出は可能か。

販売推進担当課長

先ほどの県営工業団地の資料については、整理し提出したい。

小松山善継委員長

よろしく願う。

古市三久委員

好間工業用水道について聞く。調査資料3ページに1日当たりの給水能力は1万 m^3 とあるが、平成28年度末時点で3分の1の2,980 m^3 しか給水していない。大口の給水相談があるとのことだが、それが供給可能になれば1日当たりの給水量はどの程度ふえるのか。

工業用水道課長

大口の給水相談者からは1日当たり6,800 m^3 の要望があり、これが来るとほぼ100%の給水となる。

古市三久委員

好間工業用水道については、一般会計から補填している。今説明のあった6,800 m^3 の給水が決まれば100%になるため補填しなくてよいと思うが、最低どのぐらいの水が売れば補填せずに済むのか。

工業用水道課長

具体的な数字はないが、一般的な話をする、工業用水道については7割の契約があれば黒字化すると言われており、磐城工業用水などほかの工業用水道は約7割で黒字となっているため、7割ぐらいが一つの目安と想定している。

古市三久委員

計算してみないと正確にはわからないが、好間工業用水道以外は大体6～7割であり、そのぐらいでペイできることになる。

想定している大口がだめになる可能性もある。そういう意味で、好間工業用水道は以前からずっといろいろ問題になってきた。最初の見通しが甘かったのかはわからないが、これから先、ペイできるところまで大口が来ればよいものの、ペイできる見通しは立たないと思う。あるときそれなりに決断をして一つの方向性を見出す必要があるのではないか。

工業用水道課長

好間工業用水道は現在2,980 m^3 、3割の契約量であり、契約量が少なく赤字経営が大きな問題となっている。大口給水相談者は、現在、火力発電事業の事業化に向け鋭意調整していると聞いているため、今後ともその経緯を見守り、どうしても来なかった場合には、委員指摘のように何らかを考えていかなければならないと思っている。まずは、大口給水相談者が事業の進捗を図っているため、その進捗状況を見きわめていきたい。

阿部裕美子委員

工業用水道の職員の状況について、前年度より3人減少、そして引き続いて、短期間の勤務職員1名配置という状況で運営しているとのことである。3名の減少によって職場の状況は厳しくなっていると思うが、今後の職員配置についてどのように考えているか。

次に、工業用水道施設の整備について聞く。耐震改修について、最近は異常気象のもと、施設の強化も必要となっていると思うが、現在の到達状況及び今後の方向性について聞く。

経営・販売課長

人員配置について、先ほど説明した調査資料1ページをごらん願う。現員で見ると、局全体では44名で前年度と決算年度で数字の動きはないが、局内で工業用水道事業から地域開発事業に3名振り向けている。その内容であるが、昨年度から四倉中核工業団地の第2期分の造成工事が始まり、現地に駐在職員を置いたため、局内の人員配置を再検討し、現員の中で対応した。なお、工業用水道事業の状況についても、超過勤務等がふえていないかなど適宜チェックしながら、適正な人員を配置している。

工業用水道課長

工業用水道施設における耐震化の実施状況であるが、管路については、平成28年までに100%の耐震化が完了している。

次に、水管橋は全体で33橋あり、そのうちの6橋において耐震化が必要との診断がなされている。28年までに5橋が完了しており、ことしにはもう1橋が完了するため、29年度には水管橋の耐震化も完了する予定である。

(10月24日(火) 普通会計総括審査)

古市三久委員

義務的経費、投資的経費、その他の経費とあるが、投資的経費の中に復興予算はどのくらい入っているか。また、その他の経費はどのようなものか。

財政課長

投資的経費で一番大きいものは復興公営住宅等である。詳細な金額については手持ちがないので後ほど整理するが、今回の予算全体のうち震災対応としては、2兆704億円のうち1兆2,160億円が震災復興対応となっている。

その他の経費であるが、1兆2,707億円のうち大半を占めるのが除染関係経費で、全体の56%、7,098億円となっている。

古市三久委員

投資的経費の中身とその他の経費についても割合を含めて後で資料を提出してほしい。

小松山善継委員長

資料提出は可能か。

財政課長

提出する。

小松山善継委員長

よろしく願う。

神山悦子委員

全体にかかわるところで、昨年度は原発の自主避難者の家賃助成をことし4月から2年分行うと決めた年であった。昨年度の借り上げ住宅等への助成は年度全体でどのぐらい支出したか。

財政課長

決算関係の各書類にあるが、今手元で明確に説明できる数字を持ち合わせていないため、それについても後ほど説明することによいか。

神山悦子委員

班別に分かれると私の所属する班はその部署を所管しないため、全体だけわかればよい。後で説明願う。

避難者への支援について、先ほどの部長説明で補正を5回組んだ中で12月補正に係る避難者の生活再建に向けた住宅確保に要する経費は何を指すのか。

財政課長

避難者の避難先での住宅確保を支援するために各自治体に公営住宅の提供を求めてきた。雇用促進住宅や各自治体の公営住宅などについて、入居に要する修繕、補修等が必要だったためその費用等を計上した。

また、再建支援事業と関連して、恒久的な住宅への移行が円滑に進むように困りごと相談として、避難者を回ってどのようなことに困っているかを聞くサポート事業も実施した。

神山悦子委員

今年度4月以降につながる本当に大変な県の方針が昨年度示されたため聞いた。昨年度全体を振り返ると、11月22日に大きな地震が再びあって原発への対応が求められた年だったと思う。

11の特別会計総額について部長から説明があったが、たしか小名浜港東港の関係で増額して拡張したことがあった。それはこの中に含まれているのか。

財政課長

港湾整備に係る特別会計だと思うが、これについてはこの総額の中に入っている。

神山悦子委員

監査委員説明要旨の4ページに財務事務の適正な執行について指摘があったが、2つ聞く。

定期監査における一部不適切な事務処理の主な内容を聞く。

次に、補助事業や委託事業の成果確認・検査に当たっての指摘で、補助金の不正受給事案が発生しているのは具体的に何を指しているのか。また、これを受けて今後につなげるように執行部に求めた経緯も聞く。

代表監査委員

不適切な事務処理は、指摘事項として4件、指導事項として3件あった。指摘事項の内容は入札事務における落札者決定の誤り、児童福祉施設等入所費負担金の認定誤り、高等学校授業料の調定事務が適正でないもの、指導事項としては補助金返還金の収入調定遅延、負担金の収入調定遅延、県営住宅使用料の徴収率低下といったものが不適正な案件となっている。そのほかに口頭指導についてはたくさんあった。

また補助金の不正受給の内容だが、産業復興基金の補助金が2件、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金が2件、福島県産業復興雇用支援援助金が2件、緊急雇用創出事業が1件、合計7件が出てきている。

神山悦子委員

それを資料でもらいたい。委員長、可能か。

小桧山善継委員長

監査委員、どうか。

代表監査委員

資料があるため後で提出する。